

令和6年度ガス事業に係る固定資産申告に当たっての留意事項

1 提出期限 令和6年1月31日(水)

2 提出先等 担 当：総務省自治税務局固定資産税課償却資産係

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館

電 話：03-5253-5111(内線23623)

F A X：03-5253-5676

メール：syokyaku@soumu.go.jp

※新型コロナウイルス感染症対策のため、原則データ(Excel)による提出をお願いいたします。

(データ量が多く送付困難である場合には個別にご相談ください。)

3 提出すべき書類(各1部)

(1) 固定資産申告書(別紙様式による)※押印不要

(2) 同付属表

ア 種類別明細書

(付属表1の様式による)

イ 導管1メートル又は計量器1個当たりの価格等算出表

(付属表2の様式による)

ウ 価格等の市町村別明細書

(付属表3の様式による)

エ 代替資産対照表

(付属表4-1及び4-2の様式による)

※ エについては、該当がある場合のみ提出

(3) 参考資料

ア 法人税申告書及び同明細書(法人税法施行規則別表13(1)、同表13(2)、同表16(1)、同表16(2)、同表16(5)、同表16(8)及び特別償却の附表)の写

イ 事業報告書

ウ 固定資産評価基準第3章第1節ただし書、九及び十一の規定の適用がある場合には、それを証する書類

※ ア及びイについては、令和6年1月1日以前の直前に終了した1事業年度分（事業年度が6か月である場合には、2事業年度分）に係るもの

4 固定資産申告書及び同付属表の提出に関する注意事項

- (1) 用紙はA4版とし、紙質はペン書に適し、かつ、保管に耐えるものを使用すること。（紙で提出される場合）
- (2) 固定資産申告書及び同付属表は、様式に従い「5 固定資産申告書及び同付属表の記載要領」に示すところによって作成し、順序に従って編てつすること。

5 固定資産申告書及び同付属表の記載要領

(1) 一般的事項について

ア 固定資産申告書及び同付属表は、令和6年1月1日現在において所有する導管及び計量器について作成すること。

イ 固定資産申告書及び同付属表中「※」印の欄は、申告者において記載することを要しないこと。

ウ 価額等の算出過程において円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てること。

(2) 「固定資産申告書」について

「法人番号」の欄には、国税庁長官から通知のあった13桁の法人番号を記載すること。

固定資産申告書には、それぞれ次に掲げる額を資産の種類別に記載すること。

ア 「前年度の価額（イ）」の欄には、令和5年度の固定資産申告書の「価額の計（ホ）＋（チ）（リ）」の欄の額

イ 「（イ）のうち前年中に減少したもの（ロ）」の欄には、付属表1の「前年中減少資産の前年度の価額（ハ）」の欄の額

ウ 「（ハ）に係る控除額（ニ）」の欄には、「（イ）－（ロ）（ハ）」の欄の額から「価額（ホ）」の欄の額を控除した額

エ 「価額（ホ）」の欄には、付属表1の前年前に取得した資産に係る「価額（ヘ）」の欄の額

オ 「取得価額（ヘ）」の欄には、付属表1の前年中に取得した資産に係る「取得価額（イ）」の欄の額

カ 「（ヘ）に係る控除額（ト）」の欄には、「取得価額（ヘ）」の欄の額から「価額（チ）」の欄の額を控除した額

キ 「価額（チ）」の欄には、付属表1の前年中に取得した資産に係る「価額（ヘ）」の欄の額

ク 「決定価格（ヌ）」の欄には、「価額の計（ホ）＋（チ）（リ）」の欄の額

(3) 「付属表1 種類別明細書」について

ア この表は、供給系統区分ごとにそれぞれ別紙をもって作成し、別に総括表を付すること。

イ 本管及び支管については、平成 26 年 1 月 1 日以前取得のもの、平成 26 年中取得のもの（平成 26 年 1 月 2 日から平成 27 年 1 月 1 日までに取得したものをいい、以下各年分について同様とする。）、平成 27 年中取得のもの、…、（途中略）、…、令和 4 年中取得のもの及び令和 5 年中取得のものに区分するとともに、平成 26 年 1 月 1 日以前取得のものについてはその価額が評価額の最低限度に達したものと及び最低限度に達しないものに、平成 26 年中取得のものから令和 5 年中取得のものまでについては新設分（課税標準の特例の適用を受けるもの）及び取替分（資産の単なる取替えで課税標準の特例の適用を受けないもの）に区分し、供給管及び計量器については、令和 5 年 1 月 1 日以前取得のものと令和 5 年 1 月 2 日以降取得のものに区分し、それぞれ記載すること。

ウ 「耐用年数」の欄には、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）別表第 1、別表第 2、別表第 5 及び別表第 6 に掲げる耐用年数を記載すること。ただし、法人税法施行令第 57 条第 1 項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつてはその承認を受けた耐用年数を、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で耐用年数省令第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による耐用年数によるものにあつてはその耐用年数を記載すること。

エ 「取得価額（イ）」の欄には、償却資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額（その償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他その償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。）を記載するものであるが、具体的には、原則として法人税法及びこれに基づく命令による所得の計算上その償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によって算定したものを記載すること。

なお、取得価額の算定に当たっては、法人税法第 42 条から第 50 条までの規定により、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額は、その償却資産の取得価額に含めること。

オ 「前年度の価額（ロ）」の欄には、その償却資産の令和 5 年度の価額を記載すること。

カ 「前年中減少資産の前年度の価額（ハ）」の欄には、令和 5 年 1 月 1 日現在において所有していた償却資産のうち、令和 5 年 1 月 2 日以降において減少した資産の令和 5 年度の価額を記載すること。

キ 「減価残存率（ホ）」の欄には、その償却資産の耐用年数に応ずる別表 1 の「減価残存率表」の率を記載すること。

ク 「課税標準の特例率（チ）」の欄には、地方税法（以下「法」という。）第 349 条の 3 第 2 項の規定により課税標準の特例が適用されるべき資産について同項の特例率を記載すること。

(4) 「付属表 2 導管 1 メートル又は計量器 1 個当たりの価格等算出表」について

ア この表には、市町村別の決定価格及び課税標準額の算定の基礎として用いるべき資産の種類ごとの延長（個数）当たりの決定価格及び課税標準額を供給系統区分ごとに算出して記載すること。

イ 「導管 1 メートル又は計量器 1 個当たりの決定価額」の「決定価格（ロ）」の欄には、付属表 1 の「決定価格（ト）」の欄の資産の種類ご

との合計額を記載すること。

ウ 「導管1メートル又は計量器1個当たりの課税標準額」の「課税標準額(ハ)」の欄には、付属表1の「課税標準額(リ)」の欄の資産の種類ごとの合計額を記載すること。

エ 「(ロ) / (イ)」及び「(ハ) / (イ)」の欄は、小数点以下第4位を四捨五入して記載すること。

(5) 「付属表3 価格等の市町村別明細書」について

ア この表には、資産が所在する市町村ごとの決定価格及び課税標準額を算出して記載すること。

イ 「延長」及び「個数」の欄には、導管及び計量器の所在する市町村ごとの延長及び個数を記載すること。

ウ 「決定価格」及び「課税標準額」の欄には、付属表2の資産の種類に応ずる「導管1メートル又は計量器1個当たりの決定価格」及び「導管1メートル又は計量器1個当たりの課税標準額」をそれぞれの市町村における導管の延長又は個数に乗じて得た額を記載すること。

(6) 「付属表4-1及び4-2 代替資産対照表」について

ア この表は法附則第56条第12項に規定する東日本大震災により被災した資産及びそれに代わるものとして令和6年3月31日までに取得した資産、同条第15項に規定する居住困難区域内に所在した資産及びそれに代わるものとして当該居住困難区域設定指示が解除された日から起算して3か月を経過するまでに取得した資産、旧法附則第56条第15項に規定する警戒区域設定指示区域内に所在した資産及びそれに代わるものとして当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3か月を経過するまでに取得した資産及び法第349条の3の4第1項に規定する震災、風水害、火災その他の災害(以下「震災等」という。)により被災した資産及びそれに代わるものとして当該震災等の発生した日から当該震災等の発生した日の属する年(以下「被災年」という。)の翌年の3月31日から起算して4年間を経過する日までに取得した資産について記載するものであること。

イ 「耐用年数」の欄は、付属表1に準じて記載すること。

ウ 「資産の種類」の欄には、「本管」、「支管」、「供給管」、「計量器」に区分すること。

エ 「被災直前の決定価格」には、法附則第56条第12項、同条第15項及び旧法附則第56条第15項の場合には平成23年度申告時の価格を、法第349条の3の4第1項の場合には被災年の1月1日(当該震災等の発生した日が1月1日である場合には、当該震災等の発生した日の属する年の前年の1月1日)を賦課期日とする年度分の申告時の価格をそれぞれ記載すること。

オ 「備考」の欄には、アに掲げる特例適用条項のうち該当する条項を記載すること。また、法第349条の3の4第1項の場合には当該震災等の名称及び発生した年月日を記載すること。